

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、「金融サービスを通じて、社会・経済の発展に貢献する」「金融サービスにおける革新者を目指す」「健全な事業活動を通じて、関わる全ての人を大切にする」ことをグループ経営理念として掲げております。

当社は、この経営理念を踏まえ、企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、ステークホルダーと良好な関係を築いていくためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

具体的には、社長以下、当社グループの経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づいて適切な経営判断を行い、当社グループの営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、説明責任を果たすべく積極的に情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、並びに監査役が独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ジェイアンドアール	13,121,800	21.60
グロードキャピタル株式会社	6,300,000	10.37
株式会社旭興産	3,943,600	6.49
日本証券金融株式会社	2,869,900	4.72
INTERACTIVE BROKERS LLC	2,810,786	4.62
金丸 貴行	2,028,600	3.34
金丸 多賀	1,152,300	1.89
掛谷 和俊	892,099	1.46
株式会社SBI証券	820,900	1.35
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	800,000	1.31

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の親会社及び上場子会社はなく、本項目に該当はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
島田雄大	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
島田雄大		——	島田雄大氏は、独立役員としての届け出は行いませんが、同氏は長年にわたる金融機関での業務経験をおとして培われた、金融・財務に関する知識・知見及び高い能力を有しており、当社の経営を客観的な立場から、独立性をもって監視していただけるものと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、「内部統制に関する基本方針」にて、取締役及び使用人が監査役会に報告すべき事項の1つとして内部監査の状況を掲げており、個別の内部監査の状況を監査役会に報告し、意見交換を行っております。また、監査役は、定期的に、または必要に応じて随時開催する会議等を通じ、監査役監査と内部監査部門の相互補完及び相乗効果の発揮に努めております。

会計監査人との連携状況については、内部監査部門は財務報告に関する事項を中心とする情報交換を行い、監査役会は、期末において、会計監査人より会計監査手続及び監査結果の概要について報告を受け、意見交換を行っております。また、常勤監査役は、期中において随時、会計監査人の監査計画・重点監査項目・監査状況等の報告を受け、協議を行って、会計監査人と連携を深めることに努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大網 英道	公認会計士													
渡邊 剛	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大網 英道	○	大網公認会計士事務所代表 九段監査法人代表社員	会計の専門家であり、かつ金融機関の会計及び監査に係る造詣が深く、公認会計士としての職業倫理と専門能力に基づく監査機能と財務・会計における高度な助言を期待し得るため。 なお、同氏は当社グループ及びその主要取引先における業務執行者であった事実がなく、一般株主との間に利益相反関係が生じる虞がないことから、平成22年3月に独立役員として届け出ております。
渡邊 剛	○	アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー	弁護士であり、法律専門家として企業法務とりわけ会社法、金融商品取引法その他の金融関連法規に精通しており、幅広い知識と豊富な知見を有していることから、その高い専門性に基づいた透明性の高い監査機能を期待し得るため。 なお、同氏は当社グループ及びその主要取引

先における業務執行者であった事実がなく、一般株主との間に利益相反関係が生じる虞がないことから、平成22年3月に独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外監査役2名を独立役員に指定しております。各監査役は、当社株式の保有を除き、人的・資本的关系はなく、また、多額の金銭やその他財産を得るような取引関係、その他利害関係もないため、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、取締役の業績向上へのインセンティブを高め、会社の業績のいっそうの向上を目指すため、平成25年6月25日開催の第14回定時株主総会決議に基づき平成25年9月17日に取締役に対して報酬としてのストック・オプションの付与しております。

平成27年3月末時点の取締役の保有状況は以下のとおりとなります。

新株予約権の状況	2,200個
目的となる株式の数	220,000株
保有者数	取締役 2名

ストックオプションの付与対象者

従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、平成25年6月25日開催の第14回定時株主総会決議に基づき平成25年9月17日に当社従業員並びに子会社取締役及び従業員に対してストック・オプションを付与しております。

平成27年3月末時点の状況は以下のとおりとなります。

当社従業員	
新株予約権の状況	2,900個
目的となる株式の数	290,000株
交付者数	6名

子会社取締役及び従業員	
新株予約権の状況	12,400個
目的となる株式の数	1,240,000株
交付者数	30名

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

【平成26年3月期における取締役に対する報酬の総額】

取締役6名 128,983千円

※1. 当社取締役の報酬は、平成17年6月24日開催の第6回定時株主総会において、年額300百万円を上限とすることでご承認をいただいております。

※2. 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上(取締役3,028千円)を含んでおります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役の補助者は、現時点で常設しておりませんが、当社の「内部統制に関する基本方針」において、監査役会は、監査役の指揮命令に服する補助者を置くことを取締役会に対して求めることができる旨を定めています。

また、社外監査役は、取締役会及び監査役会等において適宜報告及び意見交換がなされており、各四半期及び本決算時の年4回、監査法人より会計監査手続き及び監査結果の概要について報告を受け及び意見交換を行うっている他、適宜、会計監査の状況等の報告を受けております。さらに、社外監査役は、取締役会及び監査役会を通じ、内部監査部による財務報告に係る内部統制評価の実施状況について報告を受けており、必要に応じて業務の執行状況等について説明を行い、情報を伝達しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) コーポレート・ガバナンス体制

当社は、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。

取締役会については、効率的かつ迅速な意思決定を行うよう、定例の取締役会を月次で、また、必要に応じて随時開催し、定款及び会社法等法令諸規則に則し、経営の意思決定機関、監督機関として運営されています。

また、当社においては、監査役3名(うち社外監査役2名)を選任し、定例の監査役会を月次で開催しております。これらの社外監査役は弁護士1名及び公認会計士1名であり、高い専門性と厳格な職業倫理から透明性の高い監査を行っております。当社は、監査役に対し、重要な会議体に出席し、決議事項や活動状況に係る報告を求め、または指定する項目の付議を求める権限を付与し、代表取締役、内部監査部門及び会計監査人との連携を深めることにより、監査機能が有効に働くよう努めています。

さらに、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、当社グループのコーポレート・ガバナンスのあり方について、外部有識者を招き、情報共有及び意見交換を行っております。コーポレート・ガバナンス委員会は、監査役会が決議した候補者の中から、社長が取締役会に推薦し、取締役会が選任した委員により構成されており、委員は、同委員会で策定又は確認された方針及び事項を代表取締役及び取締役会に提言することができるものとしています。

(2) 業務執行・内部統制体制

当社は、適切な取締役及び使用人について、業務分掌と職務権限を明確にすることにより、有効な指揮命令システムを構築するとともに、情報取扱責任者を中心に積極的に透明性の高い情報開示を行うこと、並びに適正なグループ管理を行うこと等によって、組織的、人的及び技術的な面から

内部統制システムの構築を図っております。

また、当社グループの事業の中核を占める子会社である 트레이ダーズ証券株式会社では、経営トップを含めたコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を定期的に開催して、コンプライアンス及びリスク管理を徹底し、事業上の問題解決を図ること、内部管理統括責任者を中心に実効性ある内部管理体制を整え、業務執行の適正化を図ること、並びに自己資本規制比率を用いて計数的にリスクを管理すること等に注力しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役を選任しておりませんが、当社の組織においては、経営の意思決定機能と、業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中2名を社外監査役とし、その全員を独立役員に指定することで経営への監視機能を強化するなどコーポレート・ガバナンスの強

化のため、外部からの客観的、中立の経営監視の機能を重要視して体制を整えております。現状においては、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を意識することなく、定時株主総会の運営に最適と思われる日時を選択しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ディスクロージャー・ポリシー」を制定し、当社ホームページ上にて公表しております。	
IR資料のホームページ掲載	決算短信、プレスリリース等の資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「情報開示規程」を定め、その遵守を促しております。同規程は、内部者取引を防止するとともに、積極的に投資家に対する説明責任を果たすべく、公平で透明性の高い開示を行うことを基本方針に据えています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャー・ポリシー」を定めて情報開示に対する当社の姿勢を明確にし、当社ホームページ上にて公表しております。
その他	情報取扱責任者を中心とする情報管理体制及び開示体制を構築しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、適切な企業統治を行うためには、内部統制システムを整備し、評価・改善していくことが不可欠であると考えており、当社の内部統制システムは、会社法・同施行規則に従い、取締役会において「内部統制に関する基本方針」として決議しております。現行の「内部統制に関する基本方針」は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループでは、「倫理コード」、「コンプライアンス・マニュアル」等を定め、取締役及び使用人は、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行うのみならず、より高い倫理性をもって価値ある金融サービスを顧客に提供する。
- (2) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (3) 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
- (4) 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
- (5) 外部有識者及び監査役を交えたコーポレートガバナンス委員会を定期的に開催し、企業統治等に係る意見交換等を行う。
- (6) 当社グループの主たる事業を行う証券子会社にコンプライアンス委員会を設置するとともに、内部管理統括責任者の監督の下、金融商品取引法その他の法令を遵守した業務運営を行う。
- (7) 社内外の通報窓口（法律事務所及び当社経営管理部）につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み（以下「公益通報制度」という。）を構築する。
- (8) 使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、懲罰委員会による処罰の対象とする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 「文書管理規程」を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
- (2) 保存書類は、取締役及び監査役の閲覧要請があった場合、遅滞なく閲覧ができる状態を保つ。
- (3) 情報セキュリティに関する諸規程を定めるとともに、当社グループのITシステムを一元的に管理する子会社を中心となって、情報資産の保護及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役は、当社グループの事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
- (2) 当社グループの主たる事業を行う証券子会社は、リスク管理委員会を設置するとともに、「リスク管理基本方針」、「リスク管理規程」及び「リスク管理規程細則」等の社内規程に基づき、リスク管理担当役員の監督の下、各部門の役割を明確にしたうえで、リスク管理を実施する。
- (3) 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、「コンティンジェンシー・プラン」を定める。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、「定款」及び「取締役会規程」に基づき運営し、月次で定時開催し、または必要に応じて随時開催する。
- (2) 取締役及び使用人は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行する。
- (3) 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を制定する。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「子会社及び関係会社の管理に関する規程」に従い、当社の経営企画部を主管部署として子会社及び関係会社から報告を受け、当社グループの管理を行う。
- (2) 当社の取締役が、子会社の取締役を兼務することにより、当社グループの一体的な事業運営、業務執行、リスク管理を遂行する。
- (3) 当社の取締役等が、子会社のリスク管理委員会等の重要な会議体にオブザーバー参加することによりモニタリングを行い、子会社の事業運営、業務執行、リスク管理、それらの方向性や情報共有を図る。
- (4) 当社の内部監査部は、法令及び「内部監査規程」の範囲内で子会社の内部監査を実施する。
- (5) 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それらの評価を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。
- (2) 監査役補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役会の事前の同意を必要とする。
- (3) 監査役は、監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項を取締役会に対して求めることができる。
- (4) 監査役は、監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項を取締役会に対して求めることができる。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人（監査役補助者を含む。）は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、コンプライアンス・リスク管理に関する重要な事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役または監査役会に報告する。
- (2) 取締役及び使用人（監査役補助者を含む。）は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
- (3) 子会社においては、前2項の「取締役及び使用人（監査役補助者を含む。）」を「子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者」に言い換えて準用する。

8. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

- (1) 取締役及び使用人（監査役補助者を含む。）が監査役に報告を行なったことを理由として、当該報告を行った者に対して 不利益な取扱いをしないこととする。
- (2) 公益通報制度の通報者が不利な扱いや報復、差別を受けないことを明文化するとともに、プライバシー・人権配慮の確保を図ることとする。
- (3) 子会社においては、第1項の「取締役及び使用人（監査役補助者を含む。）」を「子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者」に言い換え、前項と併せて準用する。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 「監査役会規程」に従い、監査役は、監査の方針、監査の方法、監査費用の予算等について、監査役がその職務を遂行するうえで必要と認め

た事項について、監査役会で決議することができます。

(2) 監査役は、職務の執行上において緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができます。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、代表取締役と相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つものとする。

(2) 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。

(3) 監査役は、定期的に、また必要に応じて随時、内部監査部と意見交換を行い、連携の強化を図る。

(4) 監査役は、当社及び子会社の会議等について、オブザーバーとして出席し、また会議等に議題及び検討事項を提出する等の権限を有する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、反社会的勢力との関係遮断の取組みとして、当社及び当社子会社の「反社会的勢力に対する基本方針」の中で、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の一環として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的

勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する旨を明示し、ホームページで公表するとともに、当社グループ内の体制整備に努めており、証券子会社の社内規程である「反社会的勢力に対する基本方針」においても、反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わないものとしております。また当社及び子会社の全役職員を体制とした反社会的勢力に対する対応に関する社内研修を定期的に行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、有効なコーポレート・ガバナンス及び内部統制を定着化させるためには、企業理念・経営方針を明確化するとともに、これらに則った継続的改善に努めることが重要であると考えています。

いわゆるPDCAサイクルを踏まえ、企画、執行、監査及び見直しをワンサイクルとして、継続してさらなる改善を目指していくことを当社の風土とするように努めていくことが、今後続く当社の課題であると認識しております。

(適時開示体制の概要)

1. 基本方針

当社は、上場会社として、公正で適時適切な開示を行うため、「情報開示規程」を定めるとともに、同規程上にて透明性の高い情報開示を継続して行うこと、内部者取引を防ぎ、公正な価格形成に資すること、並びに単に法令諸規則を遵守するのみならず、積極的に説明責任を果たすことを

基本原則に据えております。また、こうした考え方を「ディスクロージャー・ポリシー」として投資家に向けて公表しています。

2. 社内体制

当社は、上記基本方針を実行するため、情報取扱責任者を中心とする次のような情報開示体制を構築しております。

第一に、当社役員は、適時開示に係る事実を適切に認識するため、取締役会、経営会議及びコーポレートガバナンス委員会等の重要な情報が共有され得る会議体を通じて、開示に係る法令諸規則の趣旨、要求事項及び開示の重要性を理解することに努めております。

また、子会社との間に定期及び非定期の情報伝達媒体を設けることで、連結対象となる子会社に生じた重要な情報を適時適切に把握することに努めております。

第二に、実際の執行について、決定事実(決算情報を含む)の場合は意思決定機関の意思決定を受け、発生事実の場合は経営管理部門の提言を受け、開示業務の主管部署が開示文書を作成し、法務面、財務面及びIR面からのチェックを経た後に情報取扱責任者が決裁し、開示することを決定しております。

また、適時開示すべきことが決定した後は、当社情報開示規程に基づき、取引所電子開示システム上の開示、当社ホームページへの掲載、取引所ホームページへの掲載等、所定の手続を速やかに執行する仕組みを整えております。

第三に、内部監査部門は、当社の適時開示の仕組み及び執行状況が、法令諸規則及び当社ルールに照らして適正か否かを事後チェックしており、継続改善を期待し得る体制の整備に配慮しています。

【参考資料：模式図】

